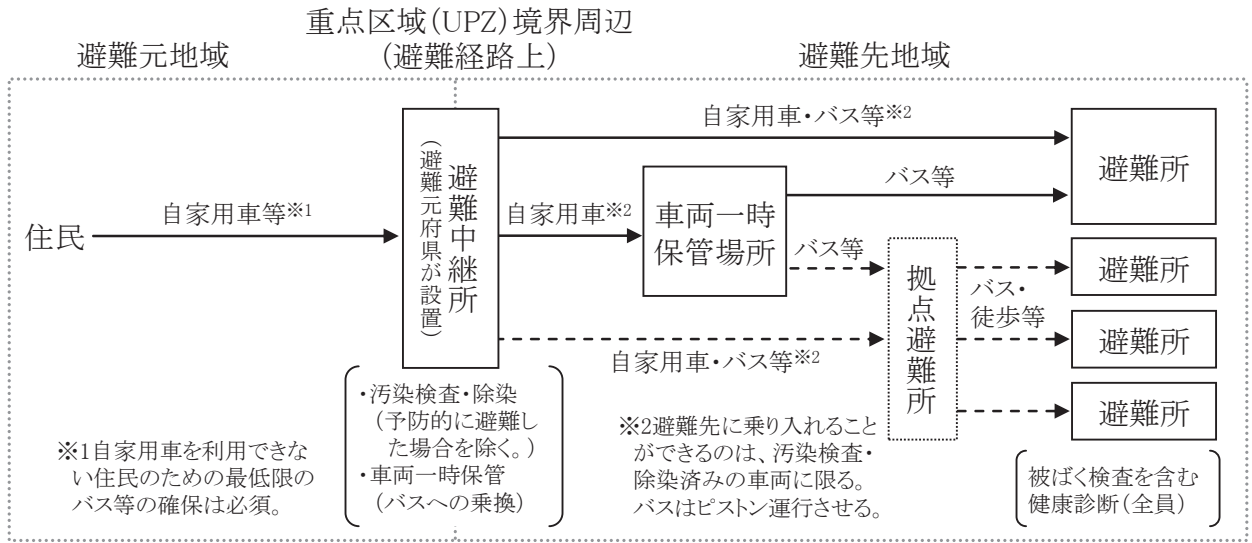


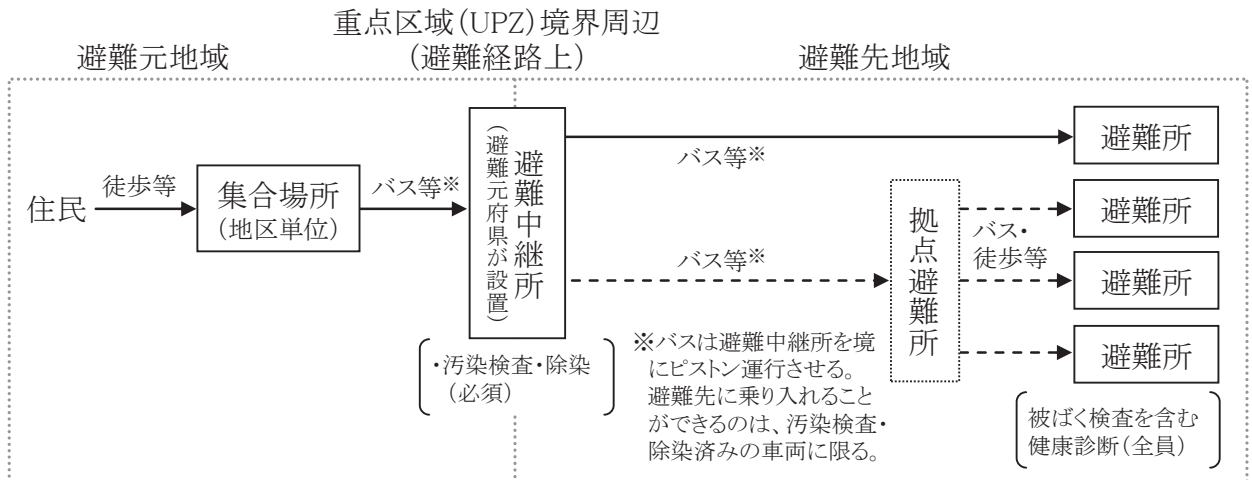
＜区域区分に応じた避難の基本的な流れ＞

① PAZ (5km 圏) の場合



- 住民は、避難の指示に従い、極力乗り合わせて避難中継所に移動し、放射性物質放出前に予防的に避難した場合を除き、汚染検査及び除染を行った上で、避難中継所又は車両一時保管場所に車両を一時保管しバス等により乗り換えて(避難先に車両の保管場所をあらかじめ確保できている場合を除く。)、避難所又は拠点避難所に移動する。

② UPZ (30km 圏) の場合 (OIL1 等の場合を除く。)



- 住民は、避難の指示に従い、地区(小学校区等)単位に、あらかじめ定めた集合場所から避難元府県・市町が確保したバス等で避難中継所に移動し、汚染検査及び除染を行った上でバスを乗り換えて避難所又は拠点避難所に移動する。

(2) 自家用車避難の留意事項

- 円滑な避難を実現するためには、避難車両数を抑制する必要があるとの認識の下、自家用車で避難する場合は、極力地域で乗り合わせる。
- 避難先府県・市町は、自家用車による避難を計画する場合であっても、自家用車を利用できない住民のため、最低限のバス等の確保を計画する。
- 避難元府県・市町は、自家用車による避難を計画する場合は、避難途上及び避難先における車両の保管場所について、あらかじめ避難途上及び避難先の府県・市町村と協

避難元府県名 滋賀県

市町名	地区名1			地区名2			地区名3			集合場所		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)			避難先	
	旧市町村名	世帯数	人口	小学校区	世帯数	人口	自治会区	世帯数	人口	名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地	
高島市	朽木村	724	1,842	朽木東小 学校	665	1,729	古川区	613	朽木中学校	高島市朽木市場 1055	国道161号⇒国道161号バイパス ⇒名神高速道路⇒第二京阪 道路(門真IC)	新旭体育館 (道の駅藤樹の 里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青 柳1162-1)	大阪府	大阪府B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園2- 163	
								86	やまびこ館	高島市朽木市場 792								
								35										
								35	朽木東小学校	高島市朽木市場 1113								
								27										
								30	朽木農民研修セ ンター	高島市朽木市場 792								
								52										
								32	朽木中学校	高島市朽木市場 1055								
								45										
								42	朽木西小学校	高島市朽木中牧 187								
37																		
8	平良集会所	高島市朽木平良 100-1																
17																		
11	広瀬小学校	高島市安曇川町 下古賀1182																
10																		
8	ひまわり 幼稚園	高島市安曇川町 田中630-1																
7																		
14	安曇川総合体育 館	高島市安曇川町 田中630-1																
9																		
130	ひまわり 幼稚園	高島市安曇川町 田中630-1																
150																		
68	ひまわり 幼稚園	高島市安曇川町 田中630-1																
77																		
23	ひまわり 幼稚園	高島市安曇川町 田中630-1																
57																		

避難元府県名 京都府

市町名		避難元		集合場所		主な避難経路	避難中継所(スリ・ニクポイント)		避難先					
小学校区	地域名	世帯数	人口	名称	所在地		名称	所在地	名称	所在地				
京丹波町	和知小学	中山	42	91	和知小学校 京丹波町本庄 安田7	府道59号→国道27号→丹波IC→京都縦貫自動車道→大山崎ICT→名神高速道路→吹田ICT→西宮IC→国道43号			兵庫県立芦屋高等学校	芦屋市宮川町6-3				
		升谷	108	290					芦屋市立宮川小学校	芦屋市浜町1-9				
		市場	135	240					芦屋市立山手小学校	芦屋市立山手町8-3	芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3		
		大倉	84	230							芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3		
		磯原	50	118							芦屋市立打出浜小学校	芦屋市新浜町8-2	芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		長瀬	40	107									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		楕谷	17	40									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		大治	36	83									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		上之島	19	43									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		西河内	32	99									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		下之島	11	22									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		下栗野	30	85									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		細谷	18	32									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		上栗野	14	26									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		仏主	13	28									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		本庄	249	656									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		坂原	69	184									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		中	31	78									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		広野	49	119									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
		法瀬	40	92									芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3
角	32	67	芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3										
才原	36	100	芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3										
大藤	20	41	芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3										
出野	33	89	芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3										
稲次	24	58	芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3										
安植里	84	240	芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3										
小畑	74	193	芦屋市立立山手小学校	芦屋市立立山手町8-3										
		1,390	3,451											

【資料2】

原発事故時の避難所（兵庫県）自治体アンケート結果より

（2015年2月1日改訂版）\*

避難した先が自然災害の危険区域・・・住民の安全は守れない

- \* 兵庫県41市町中、24市町で土砂災害警戒区域などの危険区域に避難所
- \* 避難所600カ所中、184ヶ所が危険区域 全体の約3割にも
- \* 改正された災害対策基本法等を満たしておらず違法状態のまま
- \* 多くの自治体がいまだ見直しさえ始めていない

避難元	危険区域内の避難所数	該当する避難者の数
福井県4市町	36	約1万人
京都府5市町	148	3万6千人以上

No.	避難元	避難先	危険区域 内にあるか	危険区域 避難所の 数	避難所の 全件数	見直し 状況	見直し完了 予定	兵庫県 への連絡	避難元 への連絡	危険理由			
			ある=●			未着手=× 見直し中=△ 見直し済=○		伝えている=○ 伝えていない=×					
1	福井県	小浜市	豊岡市	●	3	13	△	2015年3月	○	×	風水害		
2			養父市	●	2	9	△	2015年3月	×	×	土砂災害		
3			朝来市			5							
4			香美町	●	4	4	×			×	×	崩壊土砂流出等	
5			新温泉町	●	1	2	×			×	×	土砂災害	
6		中播磨	姫路市	●	4	39	△	2015年3月	○	○	土砂災害		
7			市川町	●	1	3	×		×	×	土砂災害		
8			福崎町	●	1	5	×		×	×	浸水		
9		高浜町	神河町	●	2	2	△		○	○	土砂災害		
10			宝塚市	●	5	15	△	2015年5月	×	○	土砂災害等		
11		阪神北	三田市			4							
12			猪名川町	●	1	3	×		×	○	土砂災害		
13		おおい町	阪神北			24							
14			伊丹市	●	2	19	×		×	×	洪水		
15		丹波	川西市	●	3	6	×		○	○	土砂災害等		
16			篠山市	●	4	7	×		他	×	浸水等		
17		若狭町	北播磨	丹波市	●	2	14	×		×	×	浸水等	
18				西脇市			5						
19				三木市	●	2	6						
20			小野市			9							
21			加西市			2	×			×	×	洪水等	
22		加東市	●	1	4								
22	多可町												
福井県小計			15	36	200								
23	京都府	福知山市	西播磨	上郡町		1							
24		舞鶴市	神戸市	神戸市	●	5	73	△	×	×	津波浸水等		
25			尼崎市	●	58	61	×		他	他	洪水		
26			西宮市	●	42	65	△	2016年3月	○	○	土砂災害等		
27		綾部市	淡路	淡路市		6							
28				相生市		5							
29			赤穂市		2								
30			西播磨	宍粟市	●	7	17	×		×	×	土砂災害	
31				たつの市	●	1	3	△		×	×	土砂災害	
32			太子町			8							
33			佐用町			2							
34		宮津市	東播磨	明石市		47							
35				加古川市	●	28	51	×		他	他	洪水等	
36			高砂市			14							
37		南丹市	淡路	洲本市	●	2	9	必要なし	×	×	津波等		
38			南あわじ市	●	4	9	×		○	○	土砂災害等		
39		京丹波町	阪神南	芦屋市		19							
40	伊根町	東播磨	稲美町		3								
41			播磨町	●	1	5	×		×	×	高潮		
京都府小計			9	148	400								
合計			24	184	600								

アンケート実施期間：2014年11月7日～11月25日  
 実施主体：避難計画を案ずる関西連絡会/脱原発はりまアクション  
 回答率：100%（ただし明石市は口頭での回答。西宮市の危険区域の避難所数は市から回答なしのため市民の調査による）

## 【資料 3】

# 災害対策基本法等の改正で、避難施設は危険区域に指定できなくなった

原発事故時の避難施設（避難所や一時集合場所）が、津波や土砂災害の危険区域に設定されたままであることが、兵庫県の41市町へのアンケート結果で明らかになった。

鹿児島県の避難計画でも問題となっている。例えば、鹿児島県出水市の避難先である水俣市の避難所の一部が危険区域に設定されたままであり、水俣市は見直しを進めている。

自然災害と福島原発事故の犠牲と教訓から、災害対策基本法（災対法）が改正され（法改正は2013年6月、今年4月から施行）、避難施設は安全な区域に指定し、基準を満たす必要が定められた。これを受けて、原子力災害対策特別措置法（原災法）でも同様の改正が行われた。

現在のように、避難所が土砂災害警戒区域等に設定されたままの状態は、これらの法に違反しており、避難計画は無効。「避難計画はできあがった」と言えるような状況ではない。

原発事故で避難した先が、危険区域で使用できない状況になれば、住民の安全は守れない。この基本的な問題を放置したまま、住民に知らせることもなく、再稼働を強行することは許されない（以下では、兵庫県で問題になる「避難所」について説明する）。

## 1. 災害対策基本法は、原発の大事故時にも適用される。

災害対策基本法（災対法）は、一般の自然災害のみならず、原発の大事故時にも適用される。

◇災害対策基本法施行令

（政令で定める原因）

第一条 災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

改正された災対法では、避難施設（「緊急避難場所」と「避難所」）の「指定」と「基準」に関する規定が盛り込まれた。この法改正に伴い、原災法でも同様の扱いとなり、原発事故時の避難所等にもこれらの法が適用されることになった。

## 2. 「避難所」・「安全区域」+30km圏外

避難先の体育館等のように滞在する「避難所」については、下記の災対法で（指定避難所の指定）が規定された。10月24日の政府交渉で、内閣府の防災担当者は、原発事故時の「避難所」は、土砂災害等の危険区域以外（安全区域）で、さらに30km圏外に指定すると認めた。

（指定避難所の指定）

第49条の7 市町村長は、想定される原子力災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退き若しくは屋内への退避を行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

[原災法 災害対策基本法の読み替えによる ※1]

※1 原災法では、第6章雑則で「災害対策基本法の規定の読み替え適用等」として表で示されている。

例えば「立退き」→「立退き又は屋内への退避」等々。

【政令で定める基準】とは、「施行令」で以下のように定められている。規準はいくつかあるが、今回の場合は下記の三項が該当

(指定避難所の基準)  
 第 20 条の6 原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第 49 条の7 第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

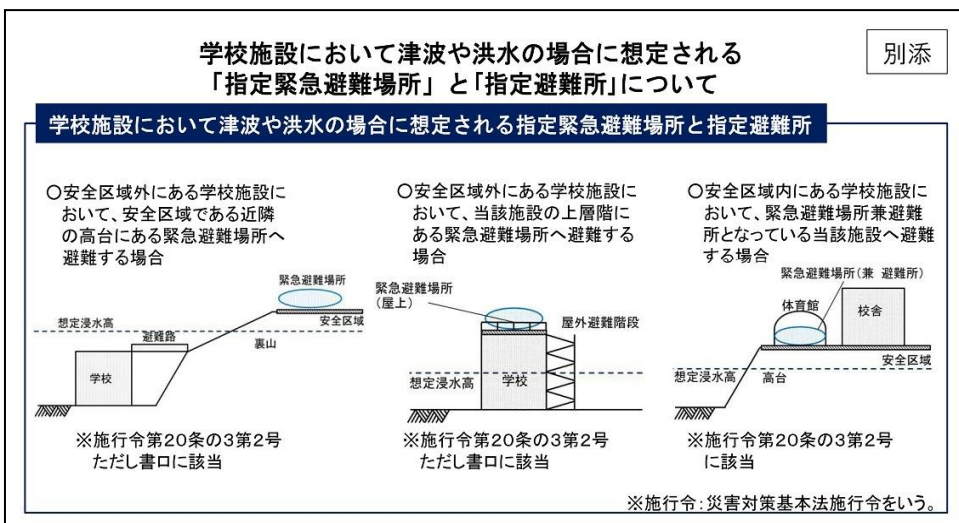
三 想定される原子力災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。  
 [原災法施行令 災害対策基本法施行令の読み替えによる ※1]

災害対策基本法施行令の場合  
 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

◇「災害」を「原子力災害」に読み替えることになっている。  
 一般災害の場合の基準は、津波や土砂災害の影響が少ない場所に避難所を指定することになっている。原発事故時には、これに加えて 30 km圏外に指定することになる。このことは、10月24日の政府交渉でも確認。

【避難所の件】  
 市民：原子力の災害で逃げてくる人が避難する場所が、例えば山から土砂崩れが起こる場所にあるとか、それは禁止ということではよろしいですか。  
 喜多：避難先の施設についてはですね、すでに一般防災、えー災害対策基本法に基づいてですね、避難所については既にそういうところから指定されるということになっております。そのあとから、原子力災害にとってはですね、UPZの外、30kmの外の施設の中で選ぶということになっています。  
 市民：安全区域の中から選ぶということではよろしいですね。  
 喜多：基本的にそういうことです。  
 10月24日政府交渉（参議院議員会館講堂にて） 担当者：内閣府原子力防災担当 喜多 充氏

以上は 11 月 30 日学習・討論会資料より 主催：避難計画を案ずる関西連絡会



- 兵庫県ハザードマップより 5 つの自然災害
- ①土砂災害  
土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜）、  
／山腹崩壊／雪崩
  - ②洪水（浸水想定区域）
  - ③高潮（浸水想定区域）
  - ④津波（浸水想定区域）
  - ⑤ため池災害（浸水想定区域）

‘「緊急避難場所」と「避難所」について’ 文科省資料より

## 【資料4】

### 原子力防災対策に関する申し入れ

現在、原子力規制委員会では新規制基準の下での原発の適合性審査を進められるとともに、内閣府では原子力防災部門が充実され、九州電力川内原子力発電所においては、地元同意の手続きを経てこの冬にも再稼働が見込まれる状況となっている。これに続き、関西電力高浜発電所では12月17日に原子力規制委員会から、3、4号機の適合性審査の審査書案が取りまとめ、公表されるとともに、1、2号機についても40年とされている運転期間の延長申請の前提となる特別点検が実施されている。これについて、本日当連合委員会において関西電力から説明を聴取した。

これまで関西広域連合では、新しい規制基準の適用や防災対策について申し入れを行うとともに、国からの要請により広域避難対策の調整を行い、本年3月に広域避難ガイドラインをとりまとめ、現在避難手段その他の手順についての実効性確保の取り組みを進めている。しかしながら、高浜発電所に関しては、避難対策に関しなお数多くの課題が残され、さらに1、2号機の運転期間延長という新たな課題も生じている。この際、再稼働判断等に伴う国の責任体制を明確にすること及び次の事項について早急に対応されたい。

なお、これらが実行されないとすれば、高浜発電所の再稼働を容認できる環境にはない。

### 記

- 1 原子力発電所の運転期間延長については、老朽化した施設であることを踏まえ、慎重な審査を求める。特別点検を行う事業者を適切に指導するとともに、審査内容等について周知を含めた関係自治体に対して、十分な説明を行い、理解を得ること。
- 2 再稼働の判断に当たっては、安全を第一義として川内原子力発電所における地元同意のプロセスによることなく、地域の実情に応じて対応すること。
- 3 UPZの区域を含む周辺自治体と事業者との安全協定については、事業者に対し、立地自治体並みの内容とし、早期締結に際するよう指導すること。また、安全協定によらずとも、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる法的な仕組みを構築すること。
- 4 新規制基準によって新たに求められる原子力発電所の機能のうち、整備が猶予されるものについては、その迅速な整備を行うよう事業者を指導・支援するとともに、周辺部を含めた関係自治体に整備スケジュール等について説明を行い、理解を得ること。

5 原子力災害時の広域避難対策について、実効性ある広域避難計画が早期に策定できよう、国が主体となって必要な調整を行うこと。

6 避難退域時検査及び除染や避難者の緊急輸送の具体化にあたっては、関西広域連合が締結予定の民間事業者団体との協定を斟酌すること。また、広域避難に活用する国のモニタリング情報については、UPZ外の地域も含めた実施体制を確立し、具体的な活用方を示すこと。

7 ようやく検討が始まったPPAにおける防護措置の導入（安定ヨウ素剤の投与、屋内退避等の防護措置等）について、速やかに結果を取りまとめ、原子力災害対策指針に反映させること。

平成26年12月25日

### 関西広域連合

連合長	井 敏 三 (兵庫県知事)
副連合長	仁 吉 伸 (和歌山県知事)
委員	三日月 大 造 (滋賀県知事)
委員	山 田 啓 二 (京都府知事)
委員	松 井 一 郎 (大阪府知事)
委員	平 井 伸 治 (鳥取県知事)
委員	飯 泉 嘉 門 (徳島県知事)
委員	門 川 大 作 (京都市長)
委員	橋 下 徹 (大阪市長)
委員	竹 山 修 身 (堺市長)
委員	久 元 喜 造 (神戸市長)